

和歌山県子どもを虐待から守る条例

平成20年8月1日施行

目指すもの

前文 子どもを虐待から守るため、一人ひとりが協力し合い、地域の力で子どもと家庭を支える。

目的

第1条 子どもの人権が尊重され、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与

※第2条：用語の定義

基本理念

第3条

- ◆ 虐待は、子どもに対する著しい人権の侵害であり、何人も、虐待を決して許してはならない。
- ◆ 子どもを虐待から守るに当たっては、子どもの利益を最大限に配慮しなければならない。
- ◆ 県民全体として、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に向けて取り組まなければならない。

県等の責務

第4条 県の責務

第5条 県民の責務

第6条 保護者の責務

第7条 市町村の責務

第8条 関係機関等の責務

施策の基本となる事項

啓発活動

予防

第11条 啓発活動
第12条 子育てに関する支援
市町村、関係機関等への専門的知識、技術の提供等の支援

早期発見及び早期対応

第13条 相談、通告しやすい環境づくり
第14条 情報把握のための速やかな調査及び関係機関等の協力
県が行う安全の確認は、通告を受けてから48時間以内
市町村に対しても48時間以内に安全確認を行うよう求めるものとする。
第15条 安全の確保のための市町村への協力依頼
第16条 市町村、関係機関等との情報の共有、活用

指導及び援助

第17条 子ども、保護者の特性を十分考慮した指導、援助
第18条 里親、児童養護施設等と連携した家庭復帰、自立に向けた指導、援助
家庭復帰、自立の際の教育、居住等の環境の整備

人材等の育成

第19条 市町村、関係機関等に対する研修等
地域の団体等の育成
第20条 要保護児童対策地域協議会への支援

- ◎ 県、市町村、関係機関等の連携強化
- ◎ 体制の整備
- ◎ 市町村、関係機関等への支援
- ◎ 迅速、適切な対応のための仕組みの構築

虐待防止策の総合的、計画的な推進

第9条 『虐待防止策を推進するための基本的な計画』

第21条～第26条

『和歌山県子どもを虐待から守る審議会』
◎ 基本計画への意見、虐待防止策の推進に関する重要事項について調査審議、場合に依り知事に意見を述べる。

第10条 実施状況の公表